

1 計画の理念

地域福祉活動計画の理念でもある「みんなで支えあい、笑顔と温もりがある福祉のまちしらおか」の実現を目指し、地域福祉事業を展開します。

2 事業方針

近年、地域社会を取り巻く環境は、少子高齢化が進行し、単身世帯や高齢者世帯の増加に伴う家族形態の変化、つながりの希薄化による社会的孤立などが生じています。そのため、育児、介護、障がい、貧困等、世帯が抱えるより身近で深刻な課題の複合化、複雑化が顕著となっており、生活上の悩みを相談できず、地域で孤立してしまう高齢者や生活困窮者などに対する支援が課題となっています。

また、長らく続いた新型コロナウイルス感染症拡大の影響が重なり、住民が抱える課題はより一層、複合化、複雑化しています。

こうした状況に対応するため、社会福祉協議会としては、公益性の高い組織として、地域住民のニーズを的確に把握し、住民参加、協働による福祉社会の実現、地域に根ざした総合的、包括的な支援体制の実現に向け、新しい生活様式のもと、地域福祉を推進していくことが求められています。

白岡市社会福祉協議会（以下「白岡市社協」という。）は、今後とも行政や他の社会福祉法人などとの連携により、住民が住み慣れた地域で安心して生活することができるように、地域福祉の推進及び積極的な地域づくりに向けて、各種事業を展開してまいります。

3 重点目標

- (1) 地域福祉活動計画の推進
- (2) 活動基盤強化のための広報啓発の推進と会員加入促進
- (3) 支部社協活動、サロン活動、ボランティア活動などの地域福祉活動の更なる推進と充実
- (4) 住民協働による、しらおか地域生活支えあいサービス事業の充実

- (5) 生活困窮者自立相談支援事業及び重層的支援体制整備事業等を活用した相談支援体制の強化
- (6) 成年後見制度利用促進事業に向けた体制の充実
- (7) 市指定管理受託事業の運営の更なる改善

4 事業計画

(1) 法人運営事業

ア 法人運営事業

- (7) 理事会、評議員会、監査の定期開催
- (4) 事務局の運営・管理

イ 会員募集事業

事業活動における財源確保のため、会員の加入促進の方法について検討を重ね効果的な取り組みを行います。

ウ 広報啓発事業

白岡市社協の事業及び福祉についての普及・啓発のため、市内イベントへの参加、ホームページでの情報発信、社協だよりの発行（年3回）、マスコットキャラクターの活用等による広報活動を行います。

エ 白岡市地域福祉活動計画推進事業

地域福祉の活動指針である白岡市地域福祉活動計画について、広報紙、ホームページなどで周知を図るとともに、住民や地域活動団体、各種法人、行政機関などと連携し、基本理念の実現に向けて計画にある施策に取り組んでいきます。

オ 日本赤十字社会員募集事業【市との業務協定に基づく事業】

白岡市との業務協定に基づき、日本赤十字社会員募集を実施します。

カ 白岡市社会福祉大会事業

社会福祉推進において、功績が顕著な者や発展に寄与した者などに対して、5年ごとに表彰を行います。また、令和6年度（2025年2月）実施予定の大会は、法人化50年を記念した節目となるため、記念冊子を製作します。

(2) 地域福祉活動推進事業

ア 支部社協育成事業

地域特性を活かした福祉事業を展開する住民主体の組織である支部社協の充実を図るため、活動上の相談に応じるとともに、連絡調整、助成金の交付等を行います。また活動の担い手である福祉委員の保険加入料を支出します。

イ いきいきサロン事業

住民共助の地域社会を構築するため、誰もが参加できる地域の仲間づくり、生きがいつくりの場である「ふれあい・いきいきサロン」の育成・相談支援を行うとともに、活動に対する助成金の交付、保険加入料の補助を行います。

ウ 福祉活動助成事業

地域の自主的な福祉活動を活性化するため、市内に活動拠点をもつ社会福祉団体及び福祉活動者が新たに実施する事業に対し、助成金を交付するとともに活動上の相談に応じます。

エ 福祉教育事業

児童・生徒の社会福祉への理解と関心を高めるため、市内の小中学校及び高等学校全校での各種福祉教育活動の実施を支援し、協力校の自主的な取り組みに対して補助金を交付します。

オ 防災対策事業

災害時に関係機関と連携した迅速な対応を行うため、白岡市地域防災計画に基づき必要な体制を整備します。

カ 備品貸出事業

住民の交流や地域活性化の催し、いきいきサロン・ボランティア団体の活動を支援するため、テントや音響装置、福祉グッズ等の備品を無料で貸し出します。

(3) 在宅福祉活動推進事業

ア 福祉機器貸与事業（療養ベッド、車いす）

寝たきりの状態の方や身体に障がいのある方等に対して、在宅介護の支援や生活の質の向上を目的に、福祉機器を貸与します。

イ 配食サービス事業

一人暮らしの高齢者等への見守り・安否確認活動の一環として、ボランティアの協力により、手作り弁当（昼食）の配食サービスを実施します。（配食回数毎月2回）

ウ 障がい者移動支援事業

車いすを必要とする方等の社会参加を促進するため、福祉車両の貸出しサービスを行います。

エ 音訳・点訳物配付事業

主に視覚障がいのある方へ必要な情報を提供するため、ボランティアの協力により市広報紙や選挙公報等の音訳・点訳物を配付します。

オ しらおか地域生活支えあいサービス事業

住民が支えあい安心して生活できる地域社会をつくるため、日常生活上の支援を必要とする高齢者等に対し、地域住民による簡易な家事援助サービスを提供します。

カ 彩の国あんしんセーフティネット事業【県内社会福祉法人による社会貢献活動】

制度の狭間の問題や、生活困窮等の新たな福祉課題に対応することを目的とした、県内社会福祉法人による相談支援事業に参画します。

キ 法外緊急援護事業

緊急に援護を必要とする住所不定者等への交通費・食糧の支給及び火災被災世帯への見舞金を支給します。

(4) ボランティアセンター事業

ボランティア連絡会及びボランティア団体と協調しながら、積極的にボランティア活動の推進を図り、下記の事業を実施します。

ア ボランティアセンターの適正かつ発展的な運営

イ ボランティア保険加入の推進

ウ ボランティア体験講座の開催

エ ボランティア養成講座の開催

オ ボランティア活動者・団体の育成

カ ボランティア情報の発信

キ ボランティア連絡会と連携したボランティア活動の推進

(5) 福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）【県社協委託事業】

生活上、一人で判断することに不安のある高齢者や知的障がい・精神障がいの
ある方が安心して生活が送れるように、定期的に訪問し、福祉サービスの利用や
暮らしに必要なお金の出し入れをお手伝いします。

(6) 生活困窮者自立相談支援事業（しらおか生活相談センター）【市委託事業】

経済的な課題を抱える市民に対する相談窓口として「しらおか生活相談センタ
ー」を受託・運営し、幅広い相談に対応します。関連する事業や関係機関と連携
しながら、本人の状況に応じた包括的かつ継続的な相談支援を実施し、自立の促
進を図ります。

(7) 重層的支援体制整備事業【市委託事業】

市民が抱える複合化・複雑化した福祉課題に係る相談業務を行うため、重層的
支援体制整備事業として、市と共に白岡市総合相談支援事業に関係機関と連携し
て取り組みます。

(8) 成年後見制度利用促進事業（白岡市成年後見サポートセンター）【市委託事業】

認知症・知的障がい・精神障がいなどによって、判断能力が十分ではない方を
法律的に支援するため、制度の利用促進に向け、関係機関と連携して取り組みま
す。

(9) 貸付事業

ア 生活福祉資金等貸付事業【県社協委託事業】

低所得世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯の安定した生活と経済的自立を図
るため、資金の貸付けと必要な相談支援を行います。

イ 市社協福祉資金貸付事業

臨時的出費もしくは収入欠如等のため生活を脅かされ、又はその恐れがある
低所得世帯に対して、白岡市社協独自の資金で貸付を行うことにより、生活の

安定と自立の助長を図ります。

(10) ヘルパーステーション事業

介護保険法及び障害者総合支援法等に基づき、下記の事業を行います。

- ア 訪問介護事業
- イ 第1号訪問事業
- ウ 居宅介護事業
- エ 移動支援事業
- オ その他、子育て支援事業等

(11) 市立ありの実館・東ありの実館管理運営事業【市指定管理受託事業】

白岡市障害者自立支援施設条例に基づき、在宅の障がい者に対し必要な訓練等を提供することで自立した日常生活及び社会生活の促進を図れるよう市立ありの実館・東ありの実館の管理運営を行います。